



新型コロナ  
対応の中

## 第8回通常総会を開く



令和2年6月11日、会津若松ワシントンホテルにおいて第8回通常総会を開催しました。本年は新型コロナウィルス感染拡大防止のため、会員の皆様に委任状でのご出席をお願いした結果、674社より委任状を頂き、当日の参加者を含め686社のご出席となりました。また併せてご来賓へのご案内も控えさせていただき、規模が縮小され出席者の安全も十分に確保し開催することができました。

議事の報告事項では理事会承認事項の「令和元年度事業」「令和2年度事」が原案通り承認されました。また併せてご来賓へのご案内も控えさせていただき、規模が縮小され出席者の安全も十分に確保し開催することができます。

【単位会役員表彰】  
遠藤久様（遠藤総合経営センター）  
猪俣孝之様（坂下清掃）  
【単位会役員表彰】  
猪俣孝之様（坂下清掃）  
遠藤久様（遠藤総合経営センター）  
猪俣孝之様（坂下清掃）  
【単位会役員表彰】  
中村達也様（なかむら司法書士事務所）  
鈴木勝人様（鈴木勝人税理士事務所）  
【単位会役員表彰】  
折笠洋一様（折笠漆器店）  
星幹夫様（会津信用金庫）  
【会員増強表彰】  
星幹夫様（会津信用金庫）  
遠藤久様（遠藤総合経営センター）  
洪南基様（会津清掃）  
鈴木義文様（税理士法人キロル）  
【福利厚生制度推進表彰】  
大関喜八郎様（大同生命保険）  
神田真寿美様（大同生命保険）

### 令和2年度受賞者

#### ▽全国法人会総連合功労者表彰

#### 【単位会役員表彰】

▽東北六県法人会連合会永年勤続表彰  
中村達也様（なかむら司法書士事務所）  
鈴木勝人様（鈴木勝人税理士事務所）  
▽福島県法人会連合会功労者表彰  
折笠洋一様（折笠漆器店）  
【単位会役員表彰】  
星幹夫様（会津信用金庫）  
【会員増強表彰】  
星幹夫様（会津信用金庫）  
遠藤久様（遠藤総合経営センター）  
洪南基様（会津清掃）  
鈴木義文様（税理士法人キロル）  
【福利厚生制度推進表彰】  
大関喜八郎様（大同生命保険）  
神田真寿美様（大同生命保険）

業計画・収支予算」を報告しました。  
決議事項では「令和元年度決算」「年会費改定」が原案通り承認されました。  
開催にあたりご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。  
(詳しい内容は2~3ページ)

### 全法連 研修用動画 [決算法人用・新設法人用] 公開&テキスト配布!

全法連

検索



全国法人会総連合ホームページに研修用動画（決算法人用・新設法人用）を公開しました。

今般の緊急経済対策における税制上の措置の内容も追加いたしましたので、ご覧ください。

また、テキストをご希望の方には無料で配布しておりますので、事務局 ☎ 0242-22-5821へお申し付けください。



# 令和2年度事業計画

## 『基本方針』

1. 経営者の団体である法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する。

2. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、会員増強運動を推進し、組織の強化拡大を図る。

3. 税務当局との連絡協調をはかり、納税者と税務当局の相互理解の醸成に努めるとともに、税務行政の円滑な運営に寄与するための事業を行う。

4. 租税に関する調査研究を行い、適正公平な税制の確立と租税負担の軽減を図るための提言活動を行う。

5. 会員企業及び地域社会の発展のため、講演会及び研修会等を積極的に実施し、且つ各種情報の迅速な提供に努める。

## 『事業活動』

1. 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

● 税知識の普及を目的とする事業

● 納税意識の高揚を目的とする事業

● 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

2. 地域企業の健全な発展に資する事業

3. 地域社会への貢献を目的とする事業

4. 会員の福利厚生等並びに交流に資するための事業

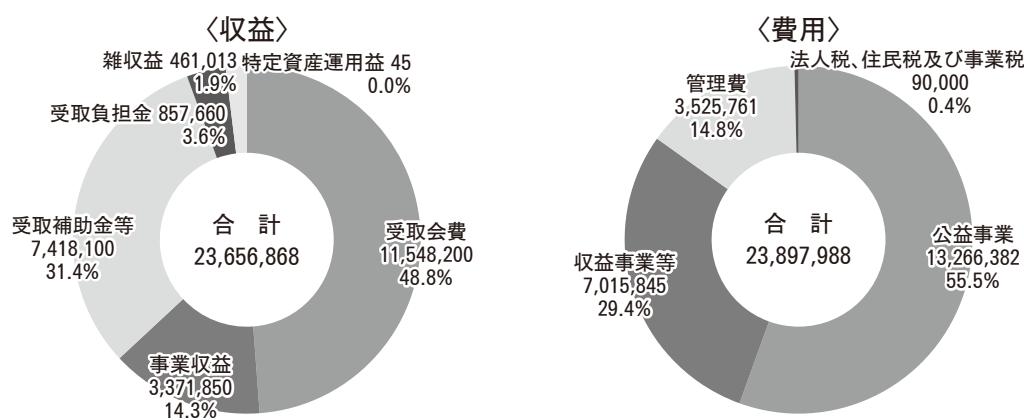
5. 諸会議の開催及び出席（その他）

6. その他本会の目的達成のために必要な事業

総会の詳しい議案は会津若松法人会ホームページ「情報公開」からご覧になります

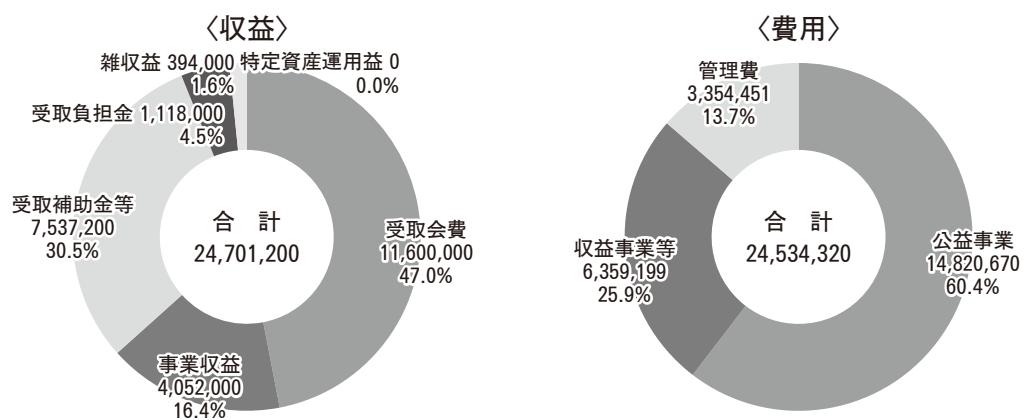
## 令和元年度 決算（正味財産増減計算書）

(単位：円)



## 令和2年度 予算（正味財産増減計算書）

(単位：円)



## 当面の事業運営について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、当会の事業等の開催について、以下の通り感染症予防を講じております。

### 1. 三つの密（密閉・密集・密接）の徹底回避

ソーシャルディスタンス（人と人との間隔 2 m（最低 1 m））を確保し、定期的な換気を行っています。

### 2. 適切感染防止策

消毒薬を設置し、出席者への周知・広報（マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保の徹底、発熱や感染症状のある方は出席を控えていただく等）しております。

### 3. その他

感染が疑われる出席者が発生した場合、速やかに別室へ隔離、医療機関および保健所への連絡・指示を受け、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

## 来年度（令和3年4月）より年会費を改定いたします

当会の事業運営の財源は、行政からの助成金ではなく、会員企業皆様からご納入いただく会費のみで運営しております。

当会の事業運営にあたっては効率的効果的な事業の執行に努めることにより、昭和51年の設立当初より現在まで40年以上にわたり年会費の据え置に努めてきましたが、近年の地域社会経済基調の変転により経費の増加など事業活動の財源に不足が生じています。

このため、会員ニーズの多様化に応じた各事業活動の充実・各種会員サービス等を展開するにあたり、財政基盤の安定化を図るため、年会費を令和3年4月より改定させていただくこととなりました。

つきましては、今後会員支援事業をはじめ、より一層公益事業や社会貢献事業を推進し、当会の使命を全うして参りますので、何卒ご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。

### [令和3年4月からの年会費額]

	資本金等	月額	年額
正会員	500万円未満	900円	10,800円
	500万円以上 1,000万円未満	1,600円	19,200円
	1,000万円以上	2,300円	27,600円
	NPO法人、公益法人、協同組合、学校法人、他	900円	10,800円
	金融機関、農業協同組合	2,300円	27,600円
	管外本店法人の支店・営業所等	900円	10,800円
	系列法人	100円	1,200円
特別会員	管内法人の支店・営業所等	100円	1,200円
	個人事業、個人	900円	10,800円

# 会津若松税務署からのお知らせ

## 令和2年分の年末調整 説明会の中止について

会津若松税務署では、従来から、年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者の皆様に説明するために、毎年11月に年末調整説明会を開催しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を踏まえますと、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保することが難しいとの認識の下、全国的に説明会を中止することといたしました。

開催の中止につきまして、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、説明会は中止いたしましたが、源泉徴収義務者の皆様が年末調整事務を適切に実施できるよう、動画資料の充実や年末調整関係書類へのチラシの同封などの措置を講ずることとしております。

詳しくは、後日送付予定である年末調整関係資料をご確認ください。

【お問い合わせ先】

会津若松税務署 源泉所得税担当

TEL ○一四二（二七）四三四六

## 令和元年東日本台風における申告期限等の延長について

国税庁では、令和元年東日本台風による被害に伴い、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域を対象に国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じておりましたが、当該申告・納付等の延长期限を「令和2年8月31日」に指定しました。（令和2年7月1日国税庁告示）

【転任等】（ ）は新勤務地

署長

金子和明（退官）

総務課長

藤田貴之（仙台南税務署）

課長補佐

市川大輔（郡山税務署）

徴収部門統括官

菊池裕一（仙台国税局）

令和二年七月十日付で、国税庁、仙台国税局の人事異動が発令されました。

当署における主な異動は次のとおりです。

（敬称略）

【新任】

（ ）は前勤務地

署長

石田浩二（仙台国税局）

総務課長

智（須賀川税務署）

課長補佐

上野宗徳（仙台国税局）

徴収部門統括官

木村宣広（仙台国税局）

法人課税第一部門統括上席

富田洋一（古川税務署）

法人課税第一部門統括官

酒類指導官

（ ）は新勤務地

署長

安保英明

総務課長

藤田貴之（仙台南税務署）

課長補佐

市川大輔（郡山税務署）

徴収部門統括官

## 会津若松税務署人事異動

法人課税第一部門総括上席  
佐々木 和 黄（仙台国税局）

【留任】  
管理運営第一部門統括官  
小泉毅

管理運営第一部門総括上席  
高橋良典

管理運営第一部門統括官  
大澤正寿

個人課税第一部門統括官  
佐藤和弘

個人課税第一部門総括上席  
菅谷浩

個人課税第一部門統括官  
佐藤勇治

個人課税第一部門統括官  
小檜山敦

個人課税第一部門統括官  
吉田淳

個人課税第一部門統括官  
安保英明



## 『税理士』ってどんな仕事をしているの…?

◎税理士は、「主な仕事」として次のようなことをしています。

### 1. 「税務代理」

あなたを代理して「確定申告」、「青色申告の承認申請」、「税務調査の立会い」、「税務署が行う更正・決定等の行政処分に対して不服がある場合その申立て」などを行います。

### 2. 「税務書類の作成」

あなたに代わって税務署などに提出する「確定申告書」、「相続税申告書」、「青色申告承認申請書」、「その他税務関係書類」などを作成します。

### 3. 「税務相談」

あなたが税金のことで「困ったとき」、「わからないとき」、「知りたいとき」などのご相談に応じます。

### 4. 「e-Taxの代理送信」

あなたのご依頼で、e-Taxを利用して申告書を代理送信することができます。

### 5. 「会計業務」

税理士業務に付随して「財務書類の作成」、「会計帳簿の記帳代行」、「その他財務に関する業務」などを行います。

### 6. 「租税に関する訴訟の補佐人」

租税に関する訴訟において、訴訟代理人（弁護人）とともに出頭・陳述し納税者を支援します。

### 7. 「会計参与として」

中小の株式会社の計算関係書類の「記載の正確さ」に対する信頼を高めるため、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成します。

◎そのほか、「社会貢献業務」として、次のようなことも行っています。

1. 「税理士記念日」（2月23日）や「税を考える週間」（11月中）などに「無料税務相談」を行っています。

2. 「民事・家事調停委員」として紛争解決に携わっています。

3. 高齢化社会に向けて「成年後見制度」に積極的に参画しています。

4. 地方公共団体の「監査委員」として活躍しています。

5. 将来を担う子供たちへの「租税教育」に、積極的に取り組んでいます。

～東北税理士会HPより抜粋～

《問合せ先》東北税理士会 会津若松支部長 上杉雅明 (TEL0242-27-7449)

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の中止について

毎年実施しております以下の事業につきましては、①新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、今後の感染症の状況によっては開催日間近に中止となる可能性があること、②開催する場合、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であること等から、皆様の安全確保のため誠に残念ではありますが中止といたしました。

何卒ご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

### [中止となる事業]

8月29日予定 第16回ゴルフコンペ

10月中旬予定 第12回会員親睦研修旅行

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置**が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	<b>2分の1</b>
50%以上減少している者	<b>ゼロ</b>

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

#### 適用要件

##### ▷ 対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加

- ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
- ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

##### ※事業用家屋・構築物とともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**

##### ▷ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

#### 適用要件

##### (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

##### (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

### 9 その他の項目

#### ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

#### ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

#### ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され



〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6  
FAX: 03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| （要件）   | 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 |
| （対象設備） | 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア |

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。**

### 適用要件

- |  |
|--|
| ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、  |
| ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、 <b>一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合</b> で、かつ、 |
| ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合   |
| （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。  |
| ▷ 法人：課税期間の終了日の翌日から2カ月  |
| ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末   |
| （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。   |

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

## 雇用の安定のために事業主ができること

### ☆ 新型コロナウイルスによる雇用関係助成金の活用

「雇用調整助成金」及び「特例措置」、「小学校休業等助成金」を解説します。

### ☆ 社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営

■会社と社長に現預金を残すには…

#### 社長の財産防衛法

- ものを持たない
- 新聞やテレビを見ない
- あまり人と向き合わない

check どういう意味なのか  
動画をチェック！

### ☆ コロナショックを乗り切る！中小企業の資金繰り術

■融資を受けられたとしても安心してはいけない！

#### 5つの資金繰り術

① 経費（生活費）を削る → 今すぐにやる！

② 金目の物を売る → 今すぐにやる！

③ お金を借りる → 非常に借りやすい！  
今がチャンス！

④ 支払いを遅らせる → できれば最後の手段

⑤ 売上げをあげる → 非常に難しいが、  
事業強化・新規事業のチャンス！

①～⑤ができなければ、手許のお金が消えていくだけ 「資金繰り」に奇策はない！

#### テレワークに使えるITツール

### ☆ テレワーク時代のZoomミーティング活用セミナー

### ☆ テレワーク時代のZoomミーティング活用セミナー（2）

（スマホ・タブレット編）

#### Zoom活用メリット

- ①シンプルで使いやすいスクリーンの共有やチャットも簡単
- ②どんな端末からも接続（スマホ・タブレット・PC）ができる
- ③安定した接続最大100人まで同時参加ができる

### ☆ コロナによる自粛生活がもたらした疲労 心身の回復と今後の予防策

新型コロナウイルスによる自粛が我々のカラダに大きなダメージを与えていました。

テレワークでは腰痛や肩こりが発症。外出自粛によりストレスを抱える人も多く、「コロナうつ」のリスクが高まっています。今後の健康的な生活のために、予防策とすぐに取り入れやすい簡単な実技を交えて、お伝えします。

他にも500タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは会津若松法人会事務局 TEL:0242-22-5821

**窮地を救う**

# 新型コロナ対策プログラム

## 経営支援コンテンツ

**順次配信**

**SODE-learning**  
セミナー・オンデマンド  
PROGRAM GUIDE

会津若松法人会のホームページから無料でご覧いただけます

**<http://www.aizu-ho.or.jp>**

(「ID」と「パスワード」は、事務局へおたずねください)

コロナ後の日本経済の展望

### ☆ 新型コロナウイルス後の世界経済と日本

新型コロナウイルス感染症の終息後においては、経済の立て直しが最重要課題です。

2020年、世界及び日本のGDPは前年比べて大きく落ち込むと予測されています。経済がグローバル化しているなか、過去の感染症の世界的拡大や経済危機の経験や、様々な角度から得られるコロナ後の経済情報を把握、日本経済の展望と日本企業の課題や取るべき方策をお話しします。



**支援策～緊急解説！**

### ☆ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 2次補正予算対応版【2020年6月25日速報版】

新型コロナウイルス感染症が様々な分野に深刻な影響を与えており、政府から中小企業に様々な支援策が打ち出されています。本セミナーでは「緊急解説企画」として、雇用調整助成金、持続化給付金、家賃支援給付金、各種補助事業や資金繰り支援について解りやすく解説します。(2020年6月30日収録)

**インターネットセミナー** は、インターネットでセミナー映像が何時でも何処でも好きなだけ視聴することができるサービスです。



いつでも  
24時間いつでも  
受講できます！



どこでも  
会社・自宅・出先  
どこでもOK！



好きなだけ  
気になるセミナーを  
自由に選べる”

## 労働施策総合推進法改正

特定社会保険労務士 藤本紀美香

# 求められるパワーハラスメント防止対策

2019年6月労働施策  
総合推進法が改正され、法

第4条1項に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実させること」を追加し、「パワーハラスメント（以下「パワーハラ」）といふ）防止対策は、国の労働施策と明記されました。

本年6月1日施行された改正のポイントは大きく2つで、1つは職場におけるパワーハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となつたことと、違反した場合の罰則の適用。

もう1つは、パワーハラに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになつたことです。

客観的みて、業務上必

### ガイドラインの内容

#### ①パワーハラの定義

職場におけるパワーハラは、

図表の①から③の要素を全

て満たすものを言います。

なお、中小企業においては、2022年4月1日から雇用管理上の措置が義務化されるまでは努力義務となります。2年の猶予は思ひのほか短いものです。対応できるよう、今から意識しておきたいものです。

なお、中小企業においては、2022年4月1日から雇用管理上の措置が義務化されるまでは努力義務となります。2年の猶予は思ひのほか短いものです。対応できるよう、今から意識しておきたいものです。

本稿では、法改正の概要と、合わせて告示された『事業主が雇用管理上講ずべき措置等についての指針（ガイドライン）』について、企業にどのような対応が求められるのかを解説します。

なお、中小企業においては、2022年4月1日から雇用管理上の措置が義務化されるまでは努力義務となります。2年の猶予は思ひのほか短いものです。対応できるよう、今から意識しておきたいものです。

要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

パターンが挙げられています。の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）の6つの

事と、(5)過小な要求（業務上合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）、(6)個

遂行不可能なことの強制・

仕事の妨害）、(5)過小な要

求（業務上合理性なく能力

や経験とかけ離れた程度の

低い仕事を命じることや仕

事を与えないこと）、(6)個

遂行不可能なことの強制・  
仕事の妨害）、(5)過小な要求（業務上合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）、(6)個

す。

紙幅の関係上、詳細は厚

生労働省のホームページ等に譲りますが、具体的な内

容は限定例挙ではないこと

に留意し、適切な対応を行

うことが必要となります。

②事業主が講ずべき措置

事業主は、当該事業主が

雇用する労働者又は当該事

業主が行う職場におけるパ

ワーハラを防止するため、雇

用管理上の措置を講じなけ

ればなりません。

パワーハラを禁止し、厳正

な処分の対象とするなどを

規定・周知させることを筆

頭に、相談体制の整備、事

実関係への迅速な対応、当

事者双方のプライバシー保

護などが、求められています。

パワーハラ防止の効果を高

めるためには、その発生の原因や背景について労働者の理解を深めることが重要

だとされています。

パワーハラ発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化な

パワーハラの3要素	具体的な内容	事例・判断基準
①優越的な関係を背景とした言動とは	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が当該言動の行為者とされる者（以下「行為者」という）に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの。	・職務上の地位が上位の者による言動 ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行なうことが困難であるもの ・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものとは	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要ない、又はその様態が相当でないもの。	・業務上明らかに必要性のない言動 ・業務の目的を大きく逸脱した言動 ・業務を遂行するための手段として不適当な言動 ・当該行為の回数、行為者の数等、その様態や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動
③労働者の就業環境が害されるものとは	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。	この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動があるかどうかを基準とするところが適当とされる。

どの職場環境の問題もあると考えられています。

そのため、これらを幅広く解消していくことがパワ

ハラ防止の効果を高める上で重要であることに留意することが必要です。

### ③望ましい取り組み

ガイドラインでは、あらゆるハラスメントを防止するため、望ましい取組の内容が示されています。

昨今、問題となっている就活生に対するハラスメントや、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）等も看過できない状況となつていて、企業＝事業主としての責務も踏まえて積極的な対応が求められています。

### ②解決援助と措置義務等の履行確保

#### 法改正の主な内容

##### ①課せられた義務等

主な法改正のポイントとして先ず挙げられる「雇用管理制度」については、前述の通りです。パワハラ言動が認められ

た場合に適切に対応する」と、その体制を整備する」とが事業主の義務として課せられています。

この措置義務については、中小企業において2022年3月31日まで努力義務と

なっておりますが、事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止には適用猶予の設定はありませんので、注意が必要です。

次に、国・事業主そして労働者に課せられた努力義務としての責務です。

努力義務とはいっても、事業主自ら、また労働者に対してもパワハラ言動を行わないうよう注意を促している点が注目されます。

### ③望ましい取り組み

ガイドラインでは、あらゆるハラスメントを防止するため、望ましい取組の内容が示されています。

昨今、問題となっている就活生に対するハラスメントや、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）等も看過できない状況となつていて、企業＝事業主としての責務も踏まえて積極的な対応が求められています。

### ②解決援助と措置義務等の履行確保

#### 法改正の主な内容

##### ①課せられた義務等

主な法改正のポイントとして先ず挙げられる「雇用管理制度」については、前述の通りです。パワハラ言動が認められ

と不利益取扱禁止に関する紛争に係るものですが、措置義務に関して中小企業へは2022年3月31日まで努力義務ですので、当該規定も対象外となつております。

また、不利益取扱禁止に関する紛争は労働者からの援助・申請があつた場合に準用されます。

次に、措置義務等の履行確保に関する規定ですが、まず「公表」は厚生労働大臣が、措置義務と不利益取扱禁止について事業主に勧告をした場合であつて、この勧告に従わなかつた時に「公表」されるという流れであり、違反→直ちに公表というものではありません。

また、厚生労働大臣は事業主に「報告」を求めることができ、当該報告をしない、または虚偽の報告をした者は20万円以下の過料に処されます。

精神障害に係る労災請求件数は2018年度に18件に達し、増加の一途を辿っています。

厚生労働省は、精神的ストレスに対する労災認定基準（案）を明らかにし、「心

理的負荷評価表」の具体的な出来事に「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等の目として判断されます。

また、医学的知見によるパワーハラスメントを受けた」を追加設定し、独立項目として判断されます。

また、医学的知見による平均的な心理的負荷の強度は三段階で最高の強度「III」とし、身体的暴行や人格否定などの執拗な精神的攻撃を受けた場合などは、心理的負荷を「強」と位置づけ、労災認定するとの基準へ今後は見直される方向です。

### ③望ましい取り組み

ガイドラインでは、あらゆるハラスメントを防止するため、望ましい取組の内容が示されています。

昨今、問題となっている就活生に対するハラスメントや、顧客からの著しい迷惑行為（カスハラ）等も看過できない状況となつていて、企業＝事業主としての責務も踏まえて積極的な対応が求められています。

### ②解決援助と措置義務等の履行確保

#### 法改正の主な内容

##### ①課せられた義務等

主な法改正のポイントとして先ず挙げられる「雇用管理制度」については、前述の通りです。パワハラ言動が認められ

指導もすべて「パワハラだ」と過剰に反応し、組織の正常な運営の妨げになつていては本末転倒です。

言葉が新しくなつても、実態としては「いじめ・いやがらせ」であり、暴力は傷害です。

業務上必要な範囲での注意・叱責、指導との違いは明らかでしょう。今回のガイドラインに示されたように、明らかにパワハラに該当するとされる事例は、当然許されるべきではありませんが、個々人の捉え方は千差万別であるため、場合によつては「誤解」が生じることもあるでしょう。

残念な誤解が生じることのないよう、日常のコミュニケーションや信頼関係の構築は必須です。

また、ある程度の時間を割いた研修や講習は必要であると考えます。他人事ではなく、誰でも当事者の一方になり得るのですから、肝に銘じたいものです。

## 終わりに

これら規定は、上記の事業主に課せられた措置義務

# 暑中お見舞い申し上げます

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
暑さ厳しき折、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



会津通運株式会社



代表取締役社長 渡邊拓也



本社 〒965-0052 会津若松市町北町大字始字見島83番地  
電話 0242-22-4373(代)  
FAX 0242-225-0611  
<http://aizu-tsuumun.co.jp/>  
E-mail : [takuya\\_watanabe@aizu-tsuumun.co.jp](mailto:takuya_watanabe@aizu-tsuumun.co.jp)

**OLYMPUS**

代表取締役社長

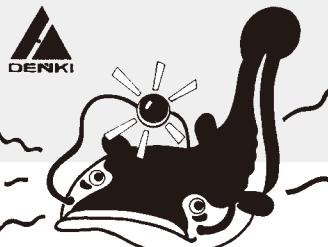
松岡 賢二

会津オリンパス株式会社

〒965-8520  
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西500  
TEL 0242-28-2111 FAX 0242-28-2117  
<https://www.aizu.olympus.co.jp/>

1871 – 2021  
ADVANCE  
150th代表取締役社長  
満田盛護  
*Mitsuta Seigo*

会津天宝醸造株式会社  
■本社  
〒965-8511 会津若松市大町1丁目1番24号  
TEL 0242-23-1616 FAX 0242-25-4767  
[URL : http://www.aizu-tenpo.co.jp](http://www.aizu-tenpo.co.jp)

株式会社  
会津電気工事  
代表取締役  
佐藤脩一

〒965-0841 福島県会津若松市門田町大字日吉字小金井38番地  
TEL 0242-27-1460(代) FAX 0242-27-1362



Drive your Ambition

宮森正芳

代表取締役 社長



会津三義自動車販売株式会社  
會津本店  
会津若松市町北町大字藤室達摩168番地1 〒965-0057  
TEL 0242-25-2711 Fax 0242-25-2714  
E-mail: [masayoshi.miayamori@aizummc.co.jp](mailto:masayoshi.miayamori@aizummc.co.jp)  
URL <http://www.aizummc.jp>

創業昭和13年 会津の老舗不動産屋さん  
福島県知事 (16) 第50043号AREA 株式会社 会津不動産商会  
Aizu Real Estate Agent Inc.代表取締役 伊東邦彦  
Itoh Kunihiko

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町8番34号(葵高校正門前)  
TEL (0242) 27-0318(代) FAX (0242) 27-0343  
携帯 090-1936-8789 E-mail: [area110@nifty.com](mailto:area110@nifty.com)

法人会会員のみなさまに

# keep moving forward

数多の人を繋いた道。  
これからも前進を。

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまででも、これからも企業の  
繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

**DAIIDO 大同生命保険株式会社** **AIG AIG損害保険株式会社**

郡山支店 会津営業所/  
福島県会津若松市大町2-14-26(長谷川ビル3F)  
TEL 0242-32-2442 郡山支店/  
福島県郡山市虎丸町24-8(富士火災郡山ビル3F)  
TEL 024-933-6211

<p><b>星 幹 夫</b></p> <p>会津信用金庫 理事長</p> <p>FAX (0242) 241-7556 TEL (0242) 241-7555 会津若松市馬場町二番十六号</p> 	<p><b>小 林 利 典</b></p> <p>会津商工信用組合 理事長</p> <p>会津若松市中央一丁目一番三〇号 電話 (0242) 221-6565 FAX (0242) 221-1708 http://www.aizushinkumi.co.jp/</p> 	<p><b>民間車検場</b> 自治労、教職員共済、全労済 指定工場</p> <p>(有)五十嵐自動車整備工場 代表取締役 <b>五十嵐 正 義</b></p> <p>福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウケ33-1 TEL 0242-62-3325 自宅 62-2325 FAX 0242-62-3045</p>
<p><b>菅 家 洋 一</b></p> <p>会津土建株式会社 取締役社長</p> <p>FAX (0242) 241-5910 TEL (0242) 241-5910 会津若松市追手町五番三六〇号</p> 	<p><b>四 家 邦 博</b></p> <p>会津自動車工業株式会社 代表取締役社長</p> <p>会津若松市箕町太宰館字郷之原二二二三代 電話 (0242) 241-2721 FAX (0242) 241-2722</p> 	<p><b>経営革新は自己革新から</b></p> <p><b>TKC</b> コンピュータ会計</p> <p><b>遠藤久税理士事務所</b> 税理士 <b>遠 藤 久</b></p> <p>事務所 〒965-0046 福島県会津若松市八日町2番15号 TEL (0242) 32-1960(代) FAX (0242) 32-4644 E-mail: e@tkcnf.or.jp URL: http://www.tkcnf.com/endouzeirishi</p>
<p><b>早戸温泉・つるの湯</b></p> <p>早戸温泉つるの湯企業組合 代表理事 <b>佐久間 源一郎</b></p> <p>源泉かけ流し・天然薬湯100% 千二百年の名湯が日帰り温泉 湯治施設、食堂も完備 飲泉療養にも適しました</p> <p>〒969-7406 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888 TEL 0241-52-3324 FAX 0241-52-3324</p> 	<p><b>佐 藤 俊 材</b></p> <p>会津乗合自動車株式会社 代表取締役社長</p> <p>会津若松市白虎町一九五五番地 TEL (0242) 221-5600 FAX (0242) 221-5600 Home Page: http://www.aizabus.com/</p> 	<p><b>伝承された日本の美と心を伝える</b></p> <p><b>仏壇・仏具・位牌の総合メーカー</b></p> <p><b>株式会社・小野屋漆器店</b></p> <p>代表取締役 <b>小 野 隆 市</b></p> <p>本 社 福島県会津若松市インター西56番地の4 〒965-0059 電 話 (0242) 24-4040(代) FAX (0242) 37-2862</p> <p><b>K ~大正13年創業~ 小島工業株式会社</b></p> <p>代表取締役会長 <b>小 島 英 一</b></p> <p>本 土 場 〒965-0042 会津若松市大町二丁目6-22 福島県河沼郡会津坂下町坂本字滝坂ノ上900 TEL: 0242-83-4020 FAX: 0242-83-1124 E-mail: koji3.eddy@siren.ocn.ne.jp</p> <p>関東営業所 〒332-0035 埼玉県川口市西青木2-8-28 TEL: 048-497-1350 FAX: 048-497-1530</p>  



税理士法人キロル  
齋藤事務所

社員 / 税理士

齋藤 章一

SAITO Shoichi

〒969-6533  
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 751-4  
電話・FAX (0242) 85-6378  
携帯 090-4559-6268



税理士法人キロル

代表社員 / 税理士

鈴木 義文

SUZUKI Yoshifumi

〒965-0053  
福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木 152  
電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321  
FAX (0242)23-7146 E-mail gibun-5-@kjc.biglobe.ne.jp



福島県知事許可(特定)第15852号  
株式会社 佐藤電設

代表取締役 佐藤 春幸

(一級電気工事施工管理技士)  
(一級管工事施工管理技士)  
(一級土木施工管理技士)



本社 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下103番地1  
〒969-6551 TEL (0242) 83-0043(代表)  
FAX (0242) 83-0086  
E-mail: wildsato7.5@sato-densetsu.co.jp  
喜多方営業所 福島県喜多方市塙川町字東栄町一丁目5番地9  
〒969-3512 TEL (0241) 27-4005  
FAX (0241) 23-5795

ISO9001 ISO14001 認定登録  
一級建築設計事務所 登録  
宅地建物取引業者 登録



佐藤  
岩男  
代表取締役  
社長

佐久間建設工業株式会社

〒969-7406  
福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平 687 番地  
Phone: 0241-52-3111 / Fax: 0241-52-3320



金城みそ・キンタカサゴしょうゆ  
金城 高砂屋商店

代表社員長 桑原 勇

〒969-6539  
福島県河沼郡会津坂下町字吉市乙141  
TEL (0242) 83-2032  
FAX (0242) 83-0424  
URL http://www.kintakasago.com/  
E-mail isamu@kintakasago.com



島尾雅行税理士事務所

税理士  
島尾 雅行

〒965-0846  
福島県会津若松市門田町大字飯寺字寺東279-20  
TEL0242-23-8267 FAX0242-23-8270  
E-mail:shimao-zeirishi@tkcnf.or.jp

<http://shimao-zeirishi.tkcnf.com>



TSC -トンネルサービス・販売・リース  
トーホクサービス株式会社

代表取締役 田崎 幸男

YUKIO TASAKI

〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里 86 番地  
TEL 0242-54-5455 FAX 0242-54-2460  
http://www.tsc-g.jp E-mail info@tsc-g.jp



一般財団法人  
竹田健康財団

理事長 竹田 秀



NANKAI SEIBU

代表取締役社長 植田 正勝  
Masakatsu Ueda

南会西部建設コーポレーション

Nankai Seibu Construction Corp.

[本社] 〒965-0053 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57-1  
TEL 0242-25-0231 / FAX 0242-32-1534  
E-mail:ueda@nankaiseibu.co.jp  
URL:www.nankaiseibu.co.jp



なかむら司法書士事務所

司法書士 中村 洋剛

司法書士 中村 達也

司法書士 中村 祥平

TEL 0242-28-2187(事務所)

何か困ったことがあつたら、まずはお電話下さい。☎ 0120-454-527

<p>JGAP 農業生産法人 株式会社 米夢の郷 <small>maimu</small></p> <p>代表取締役 猪俣道夫</p> <p>〒969-6144 福島県大沼郡会津美里町福重岡字桜ノ木27 TEL 0242-57-1505 FAX 0242-57-1506 http://mainumonosato.jp Email inomata@mainumonosato.jp</p>	<p>NZR 株式会社野尻金属</p> <p>エコアクション21 認証登録番号0002522</p> <p>代表取締役 社長 野尻勝志</p> <p>本社・会津事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21 TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072 http://www.nrz.co.jp</p>
<p><b>紙 丸善商事株式会社</b></p> <p>代表取締役社長 <b>武藤公一</b></p> <p>本社 〒965-0027 福島県会津若松市花畠東3番2号 Tel. 0242-32-2111(代表) Fax. 0242-32-2131 携帯 090-2277-8520 E-mail: muto@pax-maruzen.com</p> <p>非木材紙を使用しています</p>	<p>代表取締役社長 <b>鈴木新</b> Arata Suzuki</p> <p>これからも、会津で刻みたい笑顔の歩み。 <b>丸果会津青果株式会社</b></p> <p>会津若松市公設地方卸売市場 〒965-0006 会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東480</p> <p>さすけねえ</p>
<p>株式会社 山口設計</p> <p>(一社)福島県建築士事務所協会会員 福島県建築設計協同組合会員 (一社)日本CLT協会会員 天井診断士会会員</p> <p>代表取締役会長 一级建築士・住宅性能評価員 <b>山口一男</b> CMAJ正会員</p> <p>[猪苗代本店] 〒969-3121 福島県耶麻郡猪苗代町字猪金沢54番地 TEL(0242)62-4310(代) FAX(0242)62-4381 [若松本社] 〒965-0013 福島県会津若松市堤町11番9号 TEL(0242)3-7781(代) FAX(0242)23-7791 http://www.yamaguchi.com E-mail: archi@yamaguchi.email.ne.jp</p> <p>事務所 喜多方事務所 中央事務所</p>	<p>取締役会長 <b>天野俊彦</b></p> <p>赤べこ巣様の地 会津柳津町</p> <p>一般社団法人 福島県測量設計業協会会員 本社 〒969-7209 福島県河沼郡柳津町大字細八字下平22 電話 (0241) 42-3387番 FAX (0241) 42-3430番</p> <p>U R L : http://www.yanasoku.co.jp/</p>
<p><b>山本商事株式会社</b></p> <p>代表取締役社長 <b>山本真一</b></p> <p>〒965-0059 本社 会津若松市インター西29番地 TEL (0242) 24-4561(代) FAX (0242) 25-0956 E-mail shinichi-yamamoto@ysa.co.jp</p>	<p>代表取締役社長 <b>片平忠秀</b> Katahira Tadahide</p> <p><b>山平会津若松青果株式会社</b></p> <p>会津若松市公設地方卸売市場 〒965-0006 会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東480番地 TEL. 0242-25-2111 FAX. 0242-22-1711 E-mail yamahei@green.ocn.ne.jp</p>

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱いの割安な保険料でご加入いただけます。

## がん治療を幅広くまとめて保障する **がん保険**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です  
(所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください)。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈引受保険会社〉

**Aflac アフラック**

郡山支社 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23郡山第一ビル5F  
TEL 024-938-7519

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。



法人会がん保険制度  
全国法人会総連合

P19453 AFツール-2020-0078-200709 2月5日

## お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

# マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の  
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

## 本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は

**番号確認と身元確認が1枚**でできます。

- マイナンバーカードをお持ちでない方は

## 番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)  
などのうちいずれか1つ※2

+

## 身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート

などのうちいずれか1つ

※ 1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※ 2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

## もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

## ○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』  
を活用して、自宅などから  
申告ができます。  
(裏面参照)



## ○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、  
公的身分証明書として使用できます。



## ○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)

選択したキャッシュレス決済サービスで  
2万円のチャージまたは買い物をすると  
上限5,000円分のマイナポイントが  
もらえます。



スマホによる  
申請は  
こちらから！



マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで  
申請でき、無料で取得できます。

